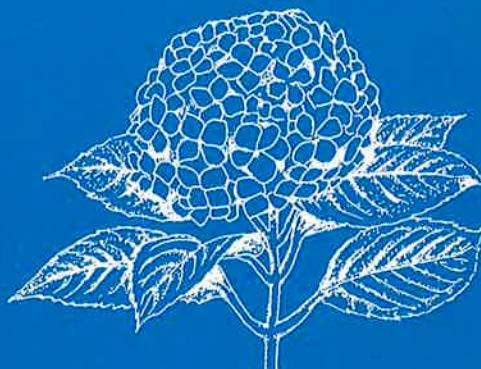


会報



第7号

社団法人
千葉県公害防止管理者協議会

目 次

* 協議会活動について

1. 昭和52年度通常総会報告.....	1
2. 昭和52年度上期事業報告及び事業計画.....	2
3. 事務局からのお知らせ.....	2
(1) 入会について	
(2) 公害防止管理者等国家試験のご案内	

* 地域部会活動について

地域部会活動状況報告—東葛北部々会—.....	5
-------------------------	---

* 行政法令動向

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について —依命通知—.....	7
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について —施行通知—.....	8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条及び第6条に 規定する廃棄物の処分の基準等の改正について.....	11
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に基づく 政省令の改正について—通知—.....	13
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の 一部を改正する政令.....	16
窒素酸化物の排出基準の改訂強化（第3次規制）について.....	18

* 技術紹介

廃棄物溶融処理プラントについて 新日本製鐵株式会社溶融炉プロジェクト室.....	22
---	----

協議会活動について

本協議会は、去る4月22日千葉県文化会館において、県環境部のご臨席を賜り、「昭和52年度通常総会」を開催いたしましたので、そのご報告と現在までの事業実施状況ならびに協議会の動向についてご紹介いたします。

1. 昭和52年度通常総会報告

冒頭、森口会長より「厳しい経済環境下ではあるが、県環境部のご指導と会員各位の積極的なご努力により、協議会も順調・着実な発展を続けています。この実績を踏まえてさらに強力に公害防止を推進して行きたい」旨のあいさつがあり、続いて井上千葉県環境部長より「協議会は、年々整備充実し、全国有数なものに発展した。皆様のご努力の賜と深く敬意を表する。

これから環境行政は、より快適な生活環境の創造へ一步前進が求められている。

県民の要望に応えるためには、行政も事業者も県民も、それぞれの分野での責務の分担が必要であり、皆様方と相携えて環境改善に努力していきたい」旨のあいさつをいただき議事に入った。

第1号議案 昭和51年度事業報告の承認について

昭和52年3月31日現在会員数251社290工場・事業場である。県からの受託事業及び補助対象事業（環境問題説明会、COD自動測定装置の公開試験、公害防止管理者試験受験講習会、管理者研修会及び第一線技術者研修会等）をベースに事業を着実に実行するという基本方針に基づき事業を実施したことを事務局より報告し、全会異議なく承認した。

第2号議案 昭和51年度収支決算及び財産目録の承認について

事務局より説明後、全会異議なく承認した。

第3号議案 昭和52年度事業計画の決定



講演中の小林節夫氏

について

事務局より説明後、事業計画の基本方針として、重点事項3項目を確認し、全会一致で原案どおり承認可決した。

第4号議案 昭和52年度収支予算の決定について

事務局より説明後、全会異議なく承認した。

第5号議案 定款の一部変更について

現行副会長3人を副会長5人とするよう定款の変更の提案がなされ、全会の同意を得て、原案どおり承認可決した。

第6号議案 役員の選任について

事務局より会長・副会長・理事及び監事の各役員候補者を紹介した後、表決を行ない、全会一致で原案どおり選任可決した。

被選任者は、全員就任を応諾した。

以上の通り、すべての議案を全会一致で可決した後、新役員を代表して、森口会長のあいさつがあり、昭和52年度通常総会は、とどこおりなく終了し、閉会した。

閉会後、朝日新聞論説委員小林節夫氏による講演「これから環境行政」を行った。総会に錦上華を添えた。

2. 昭和52年度上期事業報告及び事業計画

●は実施済
○は実施未

事 業	会 務
4月	● 22日 昭和52年度通常総会(於文化会館)
5月	● 10日 第1回部会連絡会(於自治会館) ● 19日 第1回理事会(於文化会館) ● 31日 受験講習会講師打合せ会(於自治会館) 会報編集委員会(第7号)(〃) 研修会等担当幹事打合せ会(〃)
6月	● 15,16,17日 公害防止管理者試験受験講習会 水質第1回(於自治会館) ● 22,23,24日 公害防止管理者試験受験講習会 大気第1回(於自治会館)
7月	● 6,7,8日 公害防止管理者試験受験講習会 水質第2回(於自治会館) ○ 20,21,22日 公害防止管理者試験受験講習会 大気第2回(於自治会館)
8月	○ 4,5日 公害防止管理者試験受験講習会 騒音(於自治会館)
9月	○ 上旬 大気関係管理者研修会 ○ 上旬 第3回部会連絡会 ○ 会報編集委員会(第8号)

3. 事務局からのお知らせ

(1) 入会について

(千葉部会)

会 社 名	ニューポート産業株
所 在 地	千葉市新港50
電 話	0472-46-5502
代表者職氏名	代表取締役 住井 信二 氏
連絡者職氏名	管理部長 繁 俊一 氏
備 考	5月6日付入会申込書提出

昭和52年度第1回部会連絡会（5月10日）
於千葉県自治会館4階第8会議室（右）



昭和52年度第1回理事会（5月19日）
於千葉県文化会館第3会議室（左）



第6回環境問題説明会（5月26日）
於千葉県文化会館小ホール（右）



公害防止管理者試験受験講習会
(水質第1回6月15日 於自治会館(左))

(2) 公害防止管理者等国家試験のご案内

昭和52年度の公害防止管理者等国家試験は、昭和52年9月25日(日)及び10月2日(日)に行われ

ることになり、通商産業省より試験案内書が出されましたのでその抜粋を次に掲記し、お知らせいたします。

○試験の時間割

	午 前	午 前
第(9月 一 二 五 日) 日	騒音関係公害防止管理者試験	大気関係第1種公害防止管理者試験 大気関係第2種公害防止管理者試験 大気関係第3種公害防止管理者試験 大気関係第4種公害防止管理者試験 粉じん関係公害防止管理者試験
第(10月 一 二 二 日) 日	公害防止主任管理者試験 振動関係公害防止管理者試験	水質関係第1種公害防止管理者試験 水質関係第2種公害防止管理者試験 水質関係第3種公害防止管理者試験 水質関係第4種公害防止管理者試験

○試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市の全国9ヶ所

○受験の申し込みの受付期間

受験申し込みは、昭和52年7月28日(木)から同年8月4日(木)までの間に受け付けます。受付時間は、平日は午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで、土曜日は午前9時30分から正午までです。

受験願書等を郵送して受験の申し込みを行う場合には、同年8月4日(木)までの消印のあるもの（料金後納又は料金別納郵便については同様に8月4日(木)までに到着したもの）に限り受理します。

記載事項の完全でない提出書類は、提出者に返送しますから、7月30日(土)以降に到着したものは返送が遅くなる可能性があり、再提出が受験願書受付締切日に間に合わないおそれがありますので、できるだけ早めに提出してください。

○受験願書等の提出先

受験願書等は、希望する受験地を管轄する通商産業局商工部公害保安課（東京都の場合は、〒100 東京都千代田区大手町1-3-3 東京通商産業局総務部公害保安課（電話03(216) 5641(代)）

へ提出してください。

○受験票の交付

(1) 受験票は、9月上旬頃から郵送にて交付される予定です。9月17日(土)までに受験票が到着しない場合には、必ず、返送先を明記した往復はがきを用いて、住所、氏名（ふりがな），受験申込みをした試験の区分及び受験の区分及び受験地を明記したうえで、受験願書等の提出先である通商産業局商工部（東京の場合は総務部）公害保安課又は沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部商工課に直接照会してください。

(2) 受験票は、試験の当日、試験場に必ず持参してください。受験票を持参しない場合には、受験ができないことがあります。

○合格者の発表

合格者の発表は、昭和53年3月中旬頃に合格者の受験番号を官報及び受験願書等の提出先の通商産業局及び沖縄開発庁沖縄総合事務局の掲示板に公示することにより行います。また、合格者に対しては、合格証書を別途送付することにより、その旨を通知しますが、不合格者に対しては通知しません。

（詳細は、6月25日付の官報に告示されております。）

地域部会活動について

東葛北部々会 幹事会員
朝日麦酒(株) 柏工場

東葛北部々会は、県の北西に位置し、野田市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び東葛飾郡沼南町にある特定工場30社をもって構成されて居ります。この中90%近い会員が野田、柏に集中し、又業態は30%が食品関係、そして金属工業非鉄、電機、繊維、ゴム、窯業、紙業と多岐にわたっておりますが、夫々の状況の違いを克服し、公害防止対策という命題に対し、真剣な中になごやかな雰囲気をもって会を運営して居ります。

次に今迄の部会開催状況の概略を述べます。

○第1回地域部会 50年9月9日

- 協議会活動状況について
- 下期事業計画について

発足第1回の会合であり、部会の運用説明が主体でした。

尚、会場は朝日麦酒・柏工場を使用致しました。(以下同じ)

○第2回地域部会 51年3月1日

- 50年度事業報告及び収支予算について
 - 51年度事業計画及び収支予算について
 - COD自動測定器の公開実験について
- 柏市 後藤公害課長に御出席を願い「最近の公害行政について」お話をいただき大変有意義でした。

尚、色々とわからないこと、難しいことが多く、その一助として会報に質疑応答欄を設けるよう希望がありました。

○第3回地域部会 51年5月25日

- 51年度上期事業実行計画について
- COD自動測定器の公開実験について
- 公害防止管理者の資格取得希望者に対する注意事項の周知について

上期事業実行計画の中で、県とのタイアップ強化については、廃棄物処理法及び大気関係総量規制について説明を求める声が沢山ありました。又、デレメーター、受令装置の技術指導、緑化協定と工場立地法との関連を説

明してほしいとの発言がありました。

一方、部会としては、公害防止施設の見学をしようということで具体的な相談にはいりました。

○第4回地域部会 51年9月20日

- 上期事業報告について
- 下期事業実行計画について
- 地域部会の開催状況について

野田市、流山市、柏市の各公害行政担当者に御出席戴きました。又、今回朝日麦酒・柏工場の廃水処理施設の見学を実施しました。

○第5回地域部会 52年2月24日

- 51年度事業報告及び収支予算について
 - 52年度事業計画及び収支予算について
- 環境問題説明会は好評でした。

地域部会活動の活発化、会員の誘致、次期役員について話し合いをもちました。

今回は、協議会の大野事務局長、柏市・後藤公害課長、野田市公害課・吉岡係長、鎌ヶ谷市公害課・和田係長、沼南町衛生課・田村係長に特別参加を頂き、充実した懇談会が出来ました。

以上振り返ってみて、開催頻度の少ないことはさておき、夫々の企業にとって重要なポイントにおられる多忙な方達が、時間やすくのにふさわしい部会を運営出来たかどうかと考える時、幹事会社として忸怩たるものがあ

ります。

部会の意義、重要性の認識は持っていても、やはり会はアトラクティブなものでなくてはいけない、その為にはどうすればよいのだろう。という意識を何時も持ち続けていることが必要です。

では最近の部会について少しく詳報致します。

○第6回（52年度第1回）地域部会

52年6月3日

1. 事業実行計画、業務分担の説明、公害防止管理者受験講習の内容を紹介
2. 地域部会の充実について
協議会の主体は地域部会であります。從来の経過は部会の開催が予期した成果に尚、至っていないように感じられます。何とか魅力ある部会に育てる為、全員で考えて参りましょうと呼びかけ、更に世界環境デーにちなむ隔月5日前後に開催することを目標とする様、話合いました。
3. 未加入特定工場の勧誘について
当地域にその対象が8事業所あります幹事会社が一応の担当をきめさせて貰い、夫々持ちかへって検討し、問題あれば幹事と相談することにしています。
4. 県の環境月間行事日程について、及び52年度部会開催の予算について説明しました。
5. 部会開催には、是非各企業の見学を併せて行うことも充実の一助と思い、会場提供共々お願いし、協力して頂ける予定でおります。
6. 会報に載せる広告についてお願いしました。
7. 懇談に移り、良い進行であったと思っております。斯様な席で発言のあった場合、一般に聞き置くという姿になつたり発言者とリーダーとの対話になりがちですが、一人の方の問題提起に対し、Aの人が、そのことについては、このようなことを知っていると解説され、続いてBの人が、このような事例があったと紹介

する等、これは素晴らしいことでありました。

8. 関心の高かったものに産業廃棄物の問題があります。又、規制、基準に対応していく中で、地域住民の理解も得ていかねばならないことも必須要件である等、担当者の苦労はまだまだ山積しております。

部会を運営していく中で感じましたことは

1. 関係各位が第一線で多忙な仕事に従事されている為、代理者の出席が多くなりがちです。面識のない方達が語り合うには、出席者が夫々を理解し得る環境づくり（例えは、ごく短時間の自己紹介、企業のPR等）がその都度必要ではないかと思います。
2. 会には魅力がないといけません。それが情報の速報が動向の熟知を目的とするか、又、他企業の見学等知見を広めることとが、色々あると思いますが、方法を求めて全員で努力することでしょう。
3. そして要は担当幹事がよく物を知り、積極的な行動に帰結すること、思います。担当者の自責、反省が結びとなりました。公害防止管理者協議会々員の皆様、これからも手をたづさせて共々よろしく御願い致します。

末尾になりましたが、県関係指導官の方々へ今後共一層の御指導を紙上を借りてお願い申し上げます。

以上

行政法令動向

会報では、最新の法令動向を紹介しておりますが、今回は、千葉県環境部のご好意により、

1. 廃棄物処理法の改正に伴う通達類
 2. 管理者法施行令の一部改正
 3. NOx第3次排出規制の制定公布に伴う解説をお届けします。
- いずれも会員各位に関連が深いものと思われますのでご利用下さい。

各都道府県知事 殿
政令市市長

厚生省環第196号
昭和52年3月26日

厚生事務次官

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の

一部改正について(依命通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和51年法律第68号）は、昭和51年6月16日に公布され、同法第1条の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正等の部分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（昭和52年政令第24号）によって昭和52年3月15日から施行され、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第25号）が昭和52年3月9日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和52年厚生省令第7号）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府令、厚生省令第1号）が昭和52年3月14日にそれぞれ公布され、昭和52年3月15日から施行された。

今回の法の改正は、同法施行後今日に至るまでの廃棄物処理の実態にかんがみ、廃棄物の適正な処理に資するため、特に産業廃棄物の処理に関する事業者の責務の確実な履行の確保、産業廃棄物処理施設の適正な設置等の見地から産業廃棄物の処理に関する規制及び監督の強化を中心に当面速やかに改善措置を講すべき事項について所要の改正を行ったものであるが、改正後の同法の運用に当たっては下記事項に十分留意し、その施行に万全を期せられたく命により通知する。

記

1. 事業者の産業廃棄物の処理

事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、その責務の確実な遂行を確保するために、事業者がその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には委託基準に従わなければならないこととされたほか、有害物質を含む産業廃棄物を生ずる施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者は産業廃棄物処理責任者を置かなければならぬこととともに、帳簿を備えその産業廃棄物の処理に関する事項を記載し、及び保存しなければならないこととされたが、その改正の趣旨にのっとり、事業者に対する指導に万全を期されたいこと。

2. 処理業の許可等

一般廃棄物処理業、し尿浄化槽清掃業及び産業廃棄物処理業の許可の適正化を図るため、許可基準の整備、事業の廃止等の届出等の制度の整備を行うとともに、産業廃棄物処理業の許可を受けた者は、委託を受けた産業廃棄物の処理を原則として他人に委託してはならないこととされたが、関係者にこの旨周知徹底するとともに、制度の厳正な運用に努められたいこと。

3. 廃棄物処理施設の設置

新たに廃棄物の最終処分場を設置等の届出をする廃棄物処理施設とともに、届出に係る廃棄物処理施設が技術上の基準に適合しない場合には、設置等の計画の変更等を命ずることができることとされたが、届出を受理した場合には廃棄物処理施設における廃棄物の適正な処理の確保及び施設周辺の環境汚染の未然防止という観点から厳正な審査を行うとともに、審査の結果適正と認められた施設については円滑な設置が促進されるよう特に留意されたいこと。

4. 違法行為に対する罰則等

事業者及び処理業を営む者の責任を明確化したことに伴い、その履行を確保するため委託基準違反等に罰則を設けたほか、有害な産業廃棄物等の不法投棄に対する罰則を強化する等、罰則全般について所要の整備を行うとともに、処分基準に適合しない処分が行われた場合における生活環境保全上の支障を除去する等のための措置命令に関する規定を設けたが、特に不法投棄等の悪質な違法行為に対しては厳しい態度でこれに対処されたいこと。

5. その他

法の運用を円滑かつ適切に行うためには、廃棄物処理の実態は握が不可欠であるので報告徴収等の規定を十分活用し、平素からそれは握に努めるとともに、他の地方公共団体、関係行政機関等との密接な連携を図られたいこと。

環 計 第 36 号
昭和52年3月26日

各都道府県知事 殿
政令市市長

厚生省環境衛生局
水道環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の

一部改正について(施行通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和51年法律第68号）第1条等の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第25号），廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和52年厚生省令第7号）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府令，厚生省令第1号）の施行については、別途厚生省環第196号厚生事務次官通知により指示されたところであるが、なお下記事項に留意のうえ、運用に当たって遺憾のない

ようにされたい。

記

1. 一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業に関する事項

- (1) 一般廃棄物処理業の許可の適正化を図るため欠格条項を設ける等許可基準を整備し、事業範囲の変更の許可、事業の廃止等の届出の規定を設けたほか、一般廃棄物の処理に関する記録の作成及び保存を義務づける等の制度の整備を行ったこと。
- (2) し尿浄化槽清掃業に関しても、一般廃棄物処理業に準じ、許可基準を整備し、事業の廃止等の届出の規定を設けたほか、し尿浄化槽の清掃に関する記録の作成及び保存を義務づける等の制度の整備を行ったこと。
- (3) (1)及び(2)の改正によって従来からの一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可の性格に変更をきたすものではないが、これらの改正の趣旨に従い、許可制度の厳正な運用を行うとともに、一般廃棄物処理業者及びし尿浄化槽清掃業者による適正な業務の遂行が確保されるよう指導すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可は、一般廃棄物処理業者がその事業の範囲を拡大しようとするときは、業の廃止届を提出させ、あらためて変更後の事業内容に応じた許可の申請を行わせていたこれまでの取扱いを合理化するために設けられたものであること。

2. 一般廃棄物処理施設に関する事業

- (1) 一般廃棄物処理施設について、従来からの維持管理に関する規制に加えて、新たに施設の技術上の基準を定め、設置しようとする一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の処理を適正に行うことができ、かつ、施設周辺の環境を汚染するおそれがないものであることについて事前の審査を行うこととしたこと。また、一般廃棄物処理施設の構造又は規模を変更しようとするときも届出をさせ、同様の審査を行うこととしたこと。
- (2) 一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物を最終的に環境に還元する場所であり、環境保全上特に慎重な配慮を要するものであるため、一般廃棄物の最終処分場のうち一定のものを新たに一般廃棄物処理施設としてとらえ、他の一般廃棄物処理施設と同様の規制を行うこととしたこと。
なお、施行日において現に存する一般廃棄物の最終処分場については、施行後一年間は技術管理者を置くことを要しないこととしたこと。
- (3) 新たに一般廃棄物の最終処分場のうち技術的に高度の維持管理を必要とするものについては、技術管理者を置かなければならないものとしたこと。
なお、当該水面埋立地において行われる埋立処分であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条に規定する一般廃棄物の処分の基準に従わなければならぬことはもとより当然のことであること。
- (4) 一般廃棄物の埋立処分の用に供する場所であって、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて埋立てをする場所（以下「水面埋立地」という。）のうち主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境庁長官及び厚生大臣が指定する区域以外の区域については、同法に基づく上記の処分に当って環境保全にも配慮した規制が行われることにかんがみ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規制を受ける一般廃棄物の最終処分場から除くこととしたこと。
なお、当該水面埋立地において行われる埋立処分であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条に規定する一般廃棄物の処分の基準に従わなければならぬことはもとより当然のことであること。
- (5) 法第8条第2項の規定の運用に当たっては、同項に規定する技術上の基準に従い公正か

つ迅速な審査に努めるとともに、技術上の基準に適合するものについては、その設置が円滑に行われるよう配慮すること。

3. 事業者の産業廃棄物の処理に関する事項

- (1) 産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確化するため産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に従うべき基準の設定、事業場内における産業廃棄物の適正な処理を行わせるための産業廃棄物処理責任者制度の創設、産業廃棄物の処理に関する記録の作成及び保存義務について新たな規定を設けたこと。
- (2) 事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、法第14条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理業者その他の産業廃棄物の処理を適法に業として行うことのできる者であって当該委託しようとする産業廃棄物の処理の業務をその事業の範囲に含むものに委託しなければならないこと。従って、運搬のみを業として行うことのできる者に対し、当該産業廃棄物の処分をも併せて委託することができないのはもとより、処分を業として行うことのできる者に委託する場合であっても、その者が委託しようとする産業廃棄物の処分の内容をその事業の範囲に含む者に対してでなければ委託できないので、事業者等に対しこの趣旨を十分徹底させること。
- (3) 有害な産業廃棄物の処分（海洋投入処分を除く。）を委託しようとするときは、その適正な処分をするために必要な事項を記載した文書を交付しなければならないこととしたが、これは環境汚染を生じるおそれの強い産業廃棄物について受託者による適正な処分が行われることを確保するため、委託者がその産業廃棄物の処理に必要な情報を受託者に伝達することを義務づけたものであること。
- (4) 産業廃棄物処理責任者は、事業場における産業廃棄物処理に関する責任体制の要となるべきものとして設けられるものであるので、事業場内における産業廃棄物の処理を統括する責任ある立場にある者を選任させよう指導すること。

なお、産業廃棄物処理責任者を設置しなければならない事業者以外の事業者に対してもその産業廃棄物の適正な処理を確保するための責任体制を整備するよう指導すること。

4. 産業廃棄物処理業に関する事項

- (1) 産業廃棄物処理業を行う者についても事業者による処理を補完する責任ある処理の主体としてその果すべき役割の重要性にかんがみ、産業廃棄物の適正な処理を行わせるために必要な許可基準の整備、許可に対する期限及び条件の付与、事業範囲の変更の許可、事業の廃止等の届出等の許可制度の整備を行うとともに、産業廃棄物の処理に関する記録の作成及び保存を義務づける等の制度の整備を行ったこと。
- (2) また、産業廃棄物処理業の許可を受けた者が委託を受けた産業廃棄物の処理を更に他人に委託することは、その処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあるので、これらの者がその産業廃棄物の処理を他人に委託することを原則として禁止することとしたこと。ただし、産業廃棄物の運搬に関しては、その実態を考慮し、事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬に限り令第7条の3に定める委託基準に従って他人に委託することを認めたこと。
- (3) その他1(3)に準じ、産業廃棄物処理業の適正な業務の遂行が確保されるよう適切な運用に努めること。

5. 産業廃棄物処理施設に関する事項

- (1) 産業廃棄物処理施設に関する一般廃棄物処理施設と同様の規定の整備を行ったこと。
- (2) 産業廃棄物の最終処分場は、埋立処分する産業廃棄物の環境に及ぼす影響の度合により、

有害な産業廃棄物の最終処分場、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず等その性質が安定しておおり、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがない産業廃棄物の最終処分場及びこれら以外の生活環境の保全上の支障を防止するための措置を講ずる必要がある産業廃棄物の最終処分場の三類型に区分し、それぞれの類型に応じた所要の規制を加えることとしたこと。

(3) 水面埋立地については、2(4)と同様の趣旨により最終処分場の類型ごとに所要の調整を行ったものであること。

(4) その他2(5)に準じ産業廃棄物処理施設に関する制度の適切な運用に努めること。

6. その他

(1) 新たに一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者に対し当該施設の構造（し尿浄化槽の構造を除く。）に関し報告徴収及び立入りを行うことができることとしたほか、事業者の事務所又は事業場に立入りを行うことができることを明確にしたこと。

(2) 処分基準に適合しない廃棄物の処分が行われたことにより、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときには、当該廃棄物が一般廃棄物の場合には市町村長が、産業廃棄物の場合には都道府県知事がその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずることを命ずることができること。この場合において法第12条第4項又は第14条第7項の規定に違反した委託により、処分が行われたときには、都道府県知事は、当該処分を行った者のほか、これらの規定に違反した者に対しても同様の命令を行うことができることとしたこと。

環水企第45号
昭和52年3月26日

各都道府県知事殿
各政令市長

環境庁水質保全局長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第3条及び第6条に規定する廃棄物の処分 の基準等の改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第25号）が、昭和52年3月9日に公布され、昭和52年3月15日から施行された。

本政令においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（昭和51年法律第68号）の施行に伴う改正とあわせて、燃えがら及びばいじんに係る処分の基準を整備する等のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃令」という。）第3条及び第6条に規定する廃棄物の処分の基準が改正されるとともに、附則において海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「海令」という。）の関係規定が改正されたところである。

また、これに伴い、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令等の一部を改正する

総理府令（昭和52年総理府令第3号），産業廃棄物に含まれる有害物質の検定方法の一部を改正する告示（昭和52年3月環境庁告示第4号），有害な廃棄物の固型化に関する基準（昭和52年3月環境庁告示第5号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第3号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の一部を改正する告示（昭和52年3月環境庁告示第6号）が，昭和52年3月14日に公布され，昭和52年3月15日から施行された。

については，下記の事項に留意され，これらの円滑かつ適正な運用を図られたい。

記

第1 廃令に規定する廃棄物の処分基準の改正

1 一般廃棄物の処分基準

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正より，一般廃棄物の最終処分場に関する規定が整備されたことに伴い，一般廃棄物の埋立処分の基準のうち埋立地の構造及び維持管理に係るものについて所要の整理をしたこと。

なお，最終処分場に関する規定が適用されない一定規模以下の埋立地において埋立処分を行う場合においても，当然のことながら，埋立地からの浸出液によって公共の水域等を汚染するおそれがないように必要な措置を講ずること（廃令第3条第4号口）等の埋立処分の基準が適用されるものであるので留意されたいこと。

- (2) 可燃性の一般廃棄物を燃却したものの海洋投入処分は，認めないこととしたこと。

2 産業廃棄物の処分基準

- (1) 産業廃棄物の埋立処分の基準についても，1の(1)と同様の趣旨から所要の整理をしたこと。

- (2) 燃えがら及び廃令第1条第12号に掲げる産業廃棄物（以下「ばいじん」という。）の処分基準を次のように整備したこと。

ア 埋立処分

、廃令別表第1の第2欄に掲げる施設において生じた燃えがら及びばいじん並びに同表の第3欄に掲げる施設において生じたばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するためには処理したものであって，総理府令で定める基準を超えて水銀等の同表の第4欄に掲げる物質を含むものの埋立処分に当たっては，有害汚でい等に係る従来の規制と同様の規制を行うこととした。

廃令別表第1の第2欄に掲げる施設として，同表の第4欄に掲げる物質ごとに別表第2の中欄に掲げる施設を有する工場等において生じた汚でい，廃酸若しくは廃アルカリ又は指定下水汚でいの燃却施設及び廃令第7条第8号に掲げる施設が，また同表の第3欄に掲げる施設として，同表の第4欄に掲げる物質ごとに大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1に掲げる金属精錬施設等が定められたこと。

なお，別表第2の中欄に掲げる施設を有する工場等において生じた汚でいの焼却により生じた燃えがら及びばいじんについては，従来，総理府令で定める基準を超えて有害物質を含む汚でいの焼却により生じたもののみを，汚でいを処分するために処理したものとして有害物質規制が行われてきたところであるが，別表第1の第4欄に掲げる有害物質に関しては，総理府令で定める基準に適合する汚でいの焼却により生じたものであっても，焼却により基準に適合しなくなるものがあることから，これも含めて廃令第6条第1号イ(1)及び(2)により包括的に有害物質規制を行うこととしたこと。従って，別表第1の第4欄に掲げられていないP C Bを総理府令で定める基準

を超えて含む汚でいの焼却により生じた燃えがら及びばいじんについては、廃令第6条第1号イ(4)により従来どおりの有害物質規制が行われるものであるので、留意されたいこと。

イ 海洋投入処分

廃令別表第1の第2欄に掲げる施設において生じた燃えがら及びばいじん並びに同表の第3欄に掲げる施設において生じたばいじんであって、総理府令で定める基準を超えて水銀等の同表の第4欄に掲げる物質を含むものの海洋投入処分は認めないこととしたこと。ただし、鉛若しくはその化合物、6価クロム化合物又はヒ素若しくはその化合物に係るものであって、環境庁長官が定めるところにより固型化したものは海洋投入処分することができること。

- (3) 有害汚でい等の固型化の方法について、従来、通知により対処してきたところであるが、これを環境庁長官が定めることとし、より適正な固型化処理を確保するとともに、今後の固型化技術の開発にも対応できることとしたこと。

なお、今回の改正に伴い、「有害汚でいのコンクリート固型化処理に関する基準について」(昭和51年5月28日環水企第82号及び昭和51年8月16日環水企第124号通知)は廃止すること。

- (4) 海洋投入処分することができる令第1条第4号に掲げる産業廃棄物について、油分の除去の基準を定めたこと。

なお、当該基準の運用については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について」(昭和51年3月17日、環水企第38号、環整第18号通知)第3の1によられたいこと。

- (5) 別表第2に掲げる特定施設として水銀に係るカーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供するアセチレン精製施設等の施設を追加したこと。

なお、特定施設については、今後とも、新たなデータ等に基づき、検討していくこととしているので、貴職におかれても、その実態等のは握に努められ、当庁に連絡されたいこと。

2. 海令に規定する排出方法等の基準の改正

- (1) 第1の2の(2)のアの廃棄物の船舶から埋立場所等への排出に当たっては、有害汚でい等に係る従来の規制と同様の規制を行うこととしたこと。
- (2) 第1の2の(2)のイに記載する海洋投入処分することができる廃棄物の排出海域をA海域としたこと。

生 第 72 号
昭和52年4月30日

事業者各位
産業廃棄物処理業者各位

千葉県環境部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に基づく政省令の改正について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月16日に公布され、また、

これに伴い、同施行令の一部を改正する政令が本年3月9日及び同施行規則の一部を改正する省令が本年3月14日にそれぞれ公布され、本年3月15日から施行されました。

今回の法改正は主に産業廃棄物の発生事業者及び産業廃棄物処理業者に関する改正となっているので、事業者、処理業者各位にあっては下記事項について留意されるとともに、改正法等を熟知理解され、産業廃棄物の適正処理に万全を期されるよう通知します。

記

1. 事業者に関する事項

- (1) 事業者が産業廃棄物の収集・運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、委託しようとする産業廃棄物の処理が受託者の許可範囲内であることを確認したうえで行わなければならない。
従って、従来のように、収集・運搬業者に中間処理又は最終処分をも併せて委託することができないこと。
- (2) 産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合は、公的機関の作成する許可業者の名簿、許可証の内容及び許可権者への照会等の確実な手段により行うこと。
- (3) 事業者が有害な産業廃棄物の処分を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、委託しようとする産業廃棄物の種類、数量及びその他当該産業廃棄物の処分に必要な事項を記載した文書を交付しなければならないこと。
- (4) 有害物質を含む産業廃棄物を生ずる施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者の中で法で規定する者にあっては、産業廃棄物処理責任者を設置しなければならないこと。
- (5) 産業廃棄物処理責任者は事業場における産業廃棄物処理に関する責任体制の要となるべきものとして設けられるものであるので、事業場内における産業廃棄物の処理を統括する責任ある立場にある者を選任すること。
- (6) 産業廃棄物処理責任者を設置しなければならない事業者は、当該事業場における産業廃棄物の処理に関し必要な事項を毎日帳簿に記載するとともに、これを5年間保存しなければならないこと。
- (7) 事業者は、産業廃棄物処理責任者を設置又は変更したときは、当該事実の発生した日から30日以内に知事に報告しなければならないこと。
- (8) 産業廃棄物処理責任者の設置を要しない事業者にあっても、当該事業場における産業廃棄物の適正な処理を確保するための責任体制を整備されたいこと。

2. 産業廃棄物処理業者に関する事項

- (1) 産業廃棄物処理業者は委託を受けた産業廃棄物の処理を原則として他人に委託してはならないこと。
ただし、産業廃棄物の運搬のみに関しては、その実態を考慮し、事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬に限り1回だけ再委託ができること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可申請をしようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）に対し許可基準として次のような欠格要件が設けられたこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ロ 「一般廃棄物処理業」、「し尿浄化槽清掃業」又は「産業廃棄物処理業」の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(3) 産業廃棄物処理業の許可に際しては、期限又は生活環境の保全上必要な条件を付することができるようになったこと。

(4) 産業廃棄物処理業者が事業範囲を変更する場合の変更許可申請の制度が設けられたこと。
これは、従来、産業廃棄物処理業者が事業範囲を拡大しようとするとき、業の廃止届を提出し、あらためて変更後の事業内容に応じた許可申請を行っていたが、この取扱いを合理化したものであること。

(5) 産業廃棄物処理業者が業の全部若しくは一部を廃止したとき又は次に掲げる事項を変更したときは、10日以内に廃止又は変更の届出をしなければならないこと。

イ 氏名又は名称及び法人にあっては、その業務を行う役員

ロ 事務所及び事業場の所在地

ハ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

(6) 産業廃棄物処理業者は、帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとにその処理に関する必要事項を毎日記載し、これを5年間保存しなければならないこと。

(7) 産業廃棄物の運搬のみ（当該都道府県政令市で産業廃棄物の積卸しを行わず通過のみ）
を業として行う場合は許可を要しないこと。

(8) 事業者が不要とした物を引き取り、専ら再生利用のみを行っている者について、その再生利用が確実に行われると知事が認めた場合には許可を要しないこと。

3. 共通事項

(1) 産業廃棄物処理施設の届出制度が整備され、新たに、一定規模以上の産業廃棄物最終処分場が届出に該当する処理施設となったこと。

(2) 産業廃棄物の最終処分場は、埋立処分する産業廃棄物の環境に及ぼす影響の度合により
次に掲げる三類型に区分され、しゃ断型にあってはすべてのもの、安定型にあっては3000
平方メートル以上のもの及び管理型にあっては1000平方メートル以上のものが、届出に該
当すること。

イ 有害な産業廃棄物の最終処分場（しゃ断型）

ロ 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、建設廃材等その性質が安定しており、生活
環境の保全上の支障を及ぼすおそれが少ない産業廃棄物の最終処分場（安定型）

ハ イ及びロに規定する以外の産業廃棄物であって、生活環境の保全上の支障を防止する
ための措置を講ずる必要がある産業廃棄物の最終処分場（管理型）

(3) 届出に該当する処理施設の技術上の基準及び維持管理基準が設けられたので、これにそ
った設置又は維持管理をしなければならないこと。

(4) 届出に該当しないある一定規模以下の最終処分場についても法令に定める基準を遵守す
ることはもちろんのこと、上記基準に準じた設置又は維持管理を行い、環境汚染の原因と
ならないようにされたいこと。

(5) 届出した処理施設の構造又は規模の変更を届け出る制度が設けられたこと。ただし、処
理能力の10パーセント未満の変更又は主要設備以外の変更をする場合は届出を要しない。

(6) 処理施設の管理者は、当該施設の使用開始の日から30日以内に報告しなければなら
ないこと。

(7) 従前より、届出を要する処理施設の管理者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業
務を担当させるため、技術管理者を設置しなければならないこととされているが、新たに

届出施設に該当する最終処分場であって、しゃ断型及び2000平方メートル以上の管理型についても同様の規定が設けられたこと。

(8) 事業者及び産業廃棄物処理業者の責任が明確化されたことに伴い、適正処理を確保するために委託基準違反の罰則が設けられたこと。

(9) 有害な産業廃棄物等の不法投棄に対する罰則が強化される等、全般にわたって罰則が整備、強化されたこと。

(10) 不法投棄等処分基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事がその支障の除去又は発生の防止のために当該処分を行った者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができること。

この場合、事業者又は処理業者の委託基準違反により、処分が行われたときは、当該事業者又は処理業者に対しても同様の命令ができること。

(11) 燃えがら及びばいじんの処分基準が整備され、有害物質を含むものと埋立処分に当たっては、有害な汚でい等に係る従来の規制が同様に適用されること。

(12) 知事は処理施設の設置者に対し、当該施設の構造に関し、報告の徴収及び立入りを行うことができるほか、事業者の事務所又は事業場に立入りを行うことができる等報告の徴収及び立入検査の制度が拡大整備されたこと。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

昭和52年6月14日

内閣総理大臣 福田赳夫

政令第201号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第2条第3号及び第5号、第4条第2項、第7条第1項第1号、第10条第1項並びに第14条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）の一部を次のように改正する。

第4条中「鍛造機のうち落下部分の重量が2トン以上のハンマーとする」を「次に掲げるとおりとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 1 機械プレス（呼び加圧能力が100重量トン以上のものに限る。）
- 2 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

第5条の次に次の1条を加える。

（振動発生施設）

第5条の2 法第2条第5号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- 1 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が300重量トン以上のものに限る。）
- 2 機械プレス（呼び加圧能力が100重量トン以上のものに限る。）

3 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

第13条中「（昭和45年法律第138号）」の下に「振動規制法（昭和51年法律第64号）」を加える。

第14条各号列記以外の部分中「騒音発生施設」の下に「又は振動発生施設」を加える。

第14条第2号中「騒音発生施設」の下に「又は振動発生施設」を加え、「仙台市、堺市、東大阪市、尼崎市及び広島市」を「函館市、旭川市、仙台市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川口市、浦和市、大宮市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、八王子市、横須賀市、藤沢市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、豊橋市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、和歌山市、岡山市、倉敷市、広島市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市及び鹿児島市」に改める。

別表第2中「行なう」を「行う」に改め、同表の10項の次に次のように加える。

11	振動発生施設	別表第3の11の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者
----	--------	---

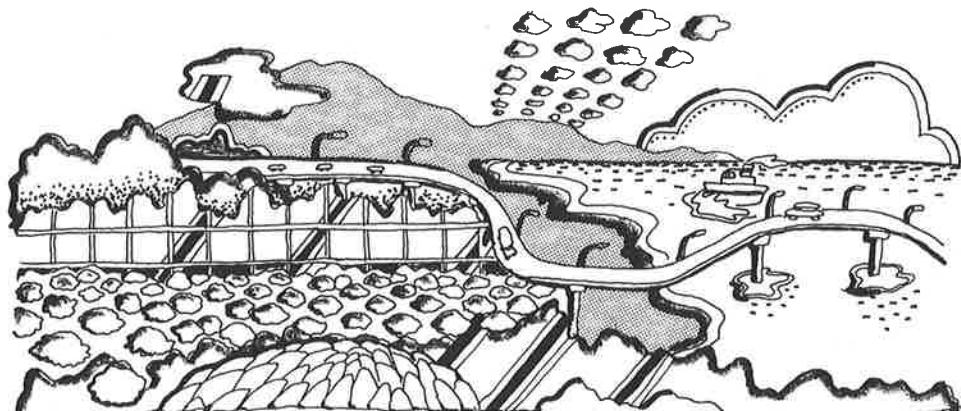
別表第3中「行ない」を「行い」に改め、同表の10の項の次に次のように加える。

11	振動発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務大臣が行い、又は指定する講習の課程を修了したもの 1 9の項の下欄第1号又は第2号に掲げる者 2 前号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者
----	------------------------	---

附 則

この政令は、昭和53年6月10日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定、第13条の改正規定及び別表第3の改正規定は公布の日から、第14条第2号の改正規定（「騒音発生施設」の下に「又は振動発生施設」を加える部分を除く。）は昭和52年9月10日から施行する。

（詳細は6月16日付の官報に告示されています。）



窒素酸化物の排出基準の改訂強化 (第3次規制)について

昭和52年6月16日
環境庁大気保全局

1. はじめに

固定発生源に対する窒素酸化物 (NO_x) に係る排出規制については、48年8月に、大型施設を対象とする第1次規制を、50年12月には、対象施設の拡大等を主な内容とする第2次規制を実施してきたところである。

これらの規制の効果は、自動車排出ガスの規制効果と併せて、年々少しづつ進歩していることは事実であるが、50年度の環境測定結果からみると、環境基準を達成している測定局は全国666局中54局 (8.1%) にすぎず、環境基準のおよそ2倍のレベルに相当する中間目標（環境基準を年間総日数の60%以上維持すること——1日平均値の98%値0.04 ppmに相当する。）と比べてみても、これをこえる測定局が全体の50%にのぼっている。

このような事態から、48年5月に告示された環境基準の目標達成期限までに環境基準を達成することは困難ではあるが、現在は、最大限の努力をなすべき時点であり、技術評価に基づく最善の排出規制の強化（第3次規制）の早期実施が強く望まれていた。

環境庁大気保全局においては、昨夏以来、 NO_x 排出低減技術の進歩状況に係るヒヤリング調査を行い、本年2月に技術評価報告書を発表したところであるが、この技術評価に基づき、全国一律の排出基準として可能な限りの規制強化を実施することとした。

2. 規制強化の内容

今回規制強化された排出基準は、大気汚染防止法第3条に基づく全国一律の施設単位の排出基準であるため、ナショナル・ミニマムとしての性格を有するものであり、この意味で NO_x を排出するばい煙発生施設として、技術的に最低限確保すべき値であり、基本的には低 NO_x 燃焼技術の適用により達成できる値である。なお、 NO_x 排出低減のための最も効果的な技術である排煙脱硝については、先般の技術評価報告書を発表した際述べたように、クリーン排ガスのみならず、重油燃焼排ガス程度のダーティ排ガスについても実用化の域に達しつつあるが、地域差のない全国一律の排出基準として、現段階で排煙脱硝によらなければ達成できないような厳しい基準を設定することは適切でないと判断した。

今回の規制強化の主たる内容は、次のとおりである、なお、新旧基準の対照表を別表に示した。

(1) 既設大型施設の基準強化

48年8月の1次規制の対象となった排出ガス量10万 Nm^3/h 以上のボイラー排出ガス量4万 Nm^3/h 以上の金属加熱炉及び石油加熱炉について基準値を強化した。 NO_x 排出量の割合が最も大きい液体燃焼ボイラーについてみると、1次基準の230 ppmを排出ガス量50万 Nm^3/h 以上の施設については、180 ppm (22%カット) に、10~50万 Nm^3/h の施設については190 ppm (17%カット) に強化した。なお、排出ガス量50万 Nm^3/h 以上の施設の基準 (180 ppm) は、未規制時の排出濃度 (約300 ppm) と比較すると、およそ40%の削減になっている。

(2) 規制対象施設の規模の拡大

ボイラー、金属加熱炉、石油加熱炉については、従来対象規模が原則として排出ガス量が1万Nm³/h以上（但し、既設の液体燃焼ボイラーは4万Nm³/h以上）に限られていたが、今回の規制強化にあたって、小規模の施設であってもこれによる局所的な汚染濃度寄与は大きいので、できる限り規制することとし、既設施設にあっては、排出ガス量が5,000Nm³/h以上の規模のものまで規制対象を拡大し、新設施設にあっては、規模の裾切りをなくし、すべての施設（ボイラーの場合、伝熱面積10m²=排出ガス量約500Nm³/h以上）を規制対象とした。

(3) 規制対象施設の種類の拡大等

従来の規制では、対象施設がボイラー、金属加熱炉、石油加熱炉、セメント焼成炉、硝酸製造施設及びコークス炉に限られていたが（但し、セメント焼成炉及びコークス炉にあっては新設の大型施設のみ対象）未規制施設であっても、NO_xを相当量排出している施設については、規制対象とするという方針のもとに、今回の規制強化では、施設の排出実態、対策技術を検討したうえ、新設にあっては、焼結炉、アルミナ焼成炉、廃棄物焼却炉（排出ガス量が4万Nm³/h以上のもの）を既設にあっては焼結炉、セメント焼成炉及びコークス炉を規制対象に加えた。又、従来規制対象から除外されていた排出ガス量が4～10万Nm³/hの排煙脱硫装置が附属している液体燃焼ボイラーや石油加熱炉のうちエチレン製造用独立過熱炉、メタノール製造用改質炉等についても対策技術の評価を行ったうえ、一部を除き規制対象とすることとした。

(4) 新設施設の基準強化

今後の経済の伸びにつれて燃料使用量の増加や施設の増加が考えられ、これに伴い既設の施設を規制強化していくことは重複投資の問題もあり困難が伴う。このため新設の施設に対しては、技術の進展に伴いより厳しい基準を設定して極力NO_x排出量の伸びを抑制しておくことが長期的に得策であるという考え方から、できる限り現状技術の最先端を適用するという前提で基準を設定した。

すなわち、排出ガス量が50万Nm³/h以上のガス専焼ボイラーにあっては60ppm液体燃焼ボイラーにあっては130ppmというように、現在のところ最先端の低NO_x燃焼技術を前提とした値を設定しており、全国一律の排出基準としては相当厳しい基準値と考えている。

なお、液体燃焼ボイラーの基準値（130ppm）は、未規制時のNO_x排出濃度と比べて約60%の削減率になっている。

3. 新基準の適用

基準の適用は、新設の施設については、原則として、公布の翌々日（52年6月18日）既設の施設については、原則として約3年の猶予期間をおいて55年5月1日からとした。これは、今回の規制強化では、規制対象施設数が大幅に増加しており、特に施設数の多い排出ガス量が5千～4万Nm³/hの既設液体燃焼ボイラーを対象としたため、基準達成のための対策に要する期間を長くとる必要があると判断したためである。なお、排出ガス量が5千～1万Nm³/hの液体燃焼ボイラーについては、NO_x濃度の測定に要する期間を考慮して55年10月1日から基準を適用することとしている。

4. 今後のNO_x規制の方向

従来の規制による規制対象施設数は約3,400施設であるが、今回の規制強化により約13,000施設に増加し、全ばい煙発生施設からのNO_x排出量についても73%が規制対象になる（従来の規制では44%が対象）。

又、今回の規制強化により50年時点のNO_x排出量と比べ約8%削減される。この削減率は、現在のNO₂汚染状況からみて決して十分なものではないが、低煙突の小規模施設に対しても

規制強化したことにより、自動車排出ガス規制の効果と相俟って環境濃度の着実な低減が期待される。なお、排出規制を全く行わなかったと仮定した場合の55年時点のNO_x排出量と比べ、1次から3次までの排出規制の実施により約30%の削減が期待される。

今回規制の対象としなかった金属溶解炉、ガラス溶融炉等の未規制施設、今回規制強化の対象としなかった排出ガス量1万~10万Nm³/hの既設固体燃焼ボイラー等の施設については、排出実態や対策技術をは握したうえで、昭和53年度に予定される第4次規制で、可能な限り規制の実施又は強化を行うこととしている。

今回の規制強化においては、前述したように、これが全国一律の排出基準であることもあって、排煙脱硝の義務付けを行わなかったが、新設の大型液体燃焼ボイラー等に対しては、地域を限って行政指導により、汚染の程度や施設の規模を考慮して段階的に脱硝装置の設置を前提とした排出濃度までの低減を行わせることとしている。

なお、今回の規制強化（第3次規制）及び今後予定される第4次規制によっても著しい改善がみられないと判断される高汚染地域に対しては、中間的な目標値を設定して、53年度から総量規制に着手し、段階的に環境基準の達成を図ることとしている。この総量規制においては、当然のことながら、施設の大型ボイラー、焼結炉、コークス炉等NO_x排出量の大きいものに対しては、必要に応じ脱硝装置の設置を前提とした排出濃度までの低減を行わせることになる。

上述のような状況に鑑み、NO_x対策は長期計画にのっとり実施する必要があるが、現在、中央公害対策審議会において審議されているNO_xに係る判定条件や指針値の検討結果を踏まえて、53年半ばまでに長期計画を策定し、NO_x対策の着実な推進を図ることとしている。

廃棄物焼却炉の塩化水素ガス規制について

塩化水素については、従来から有害物質として指定されていたが、廃棄物焼却炉（全国で約7,000基）から排出される塩化水素についてはその排出基準が定められていなかった。

今回、大気汚染防止法施行規制を改正する（NO_xの第3次規制と同一の改正府令によって）ことにより、その排出基準を700mg/Nm³と設定した。この値は、既に定められている労働環境濃度（上限値5ppm）を参考とし、十分な安全率をとって定めたものである。

なお、この基準は、新設施設については公布の翌々日（52年6月18日）から、既設の施設については54年12月1日から適用される。

排出基準値新旧対照表

既 設

施 設 の 種 類			新	旧	備 考
ボイラー	ガス専焼	50万Nm ³ /h以上	130ppm	130ppm	
		10万~50万	130	130	
		4万~10万	130	130	
		1万~4万	150	150	
		0.5万~1万	150	—	
	固体燃焼	10万以上	* 480	600(750)	* 分割燃焼型は650ppm
		4万~10万	600(750)	600(750)	()は低品位炭燃焼ボイラー
		1万~4万	600(750)	600(750)	
		0.5万~1万	480	—	
	その 他 (液体燃焼)	100万以上	180	230(280)	
		50万~100万	180(210)	230(280)	

ポイラー	その他 (液体燃焼)	10万-50万 4万-10万 1万-4万 0.5万-1万	190(210) 190(210) 230(250) 250(280)	230(280) 190(280) -(280) -	()は排脱付を除く (* *)は原油タール燃焼ポイラー
焼結炉		10万以上 10万未満	260 270	- -	{ ベレット焼成炉は除く
金属加熱炉		10万以上 4万-10万 1万-4万 0.5万-1万	160(200) 170(200) 200 170(200)	220 220 200	{ 鍛接鋼管用加熱炉は除く ()はラジアントチューブ型加熱炉
石油加熱炉		10万以上 4万-10万 1万-4万 0.5万-1万	170 **170 ***180 180(190)	*210 *210 *180 -	* エチレン分解炉、独立過熱炉 を除く ** タール改質炉、アンモニア改質炉 を除く *** 独立過熱炉、タール改質炉を除く ()は排脱付
セメント焼成炉			480	-	湿式を除く、適用は56年4月1日
コークス炉			350		オット一型を除く。

新 設

施設の種類			新	旧	備考
ポイラー	ガス専焼	50万Nm ³ /h以上	60	100	
		10万-50万	100	100	
		4万-10万	100	130	
		1万-4万	130	130	
		0.5万-1万	150	-	
		0.5万未満	150	-	
	固体燃焼	10万以上	400	480	
		4万-10万	400	480	
		1万-4万	400	480	
		0.5万-1万	400	-	
		0.5万未満	400	-	
焼結炉 アルミナ焼成炉	その他 (液体燃焼)	50万以上	130	150	
		10万-50万	150	150	
		4万-10万	150	150	
		1万-4万	150	150	
		0.5万-1万	*	180	* 適用は52年9月10日
		0.5万未満	*	180	
	金属加熱炉	1万以上	220	-	
		1万以上	200	-	
		10万以上	100	100	* 鍛接鋼管用加熱炉は除く
		4万-10万	130(150) <180>	*	()はラジアントチューブ型加熱炉 <>は鍛接鋼管用加熱炉
		1万-4万	130(150) <180>	*	
石油加熱炉		0.5万-1万	150	-	
		0.5万未満	180	-	
		10万以上	100	100	
		4万-10万	100	100	
		1万-4万	130	150	
セメント焼成炉		0.5万-1万	150	-	
		0.5万未満	180	-	
廃棄物焼却炉		10万以上	250	250	
		10万未満	350	-	
コークス炉		4万以上	250	-	
		10万以上	170	200	
		10万未満	170	-	

(詳細は6月16日付の官報に告示されています。)

技術紹介

廃棄物溶融処理プラントについて

新日本製鐵(株)エンジニアリング事業本部
工作事業部溶融炉プロジェクト室
室長 大森 和夫

1. はじめに

ごみ問題が重要な社会問題となり、都市の清掃事業が自治体の重点行政課題となって来ている。ごみが単に埋立てられた時代、腐敗問題や減量対策から焼却中心となった現在、更には資源回収の検討とごみ処理は少しづつではあるが変遷しつつある。この際、ますます無公害処理方式の方向に進むことも事実である。

新日本製鐵では新しく溶融処理方式の技術を確立した。この技術の内容を紹介する機会を与えられ誠に嬉しく、諸氏のきびしい御批判を頂戴出来れば幸甚である。

2. 溶融と焼却

固体物を焼やす事は日常生活茶事で慣れているが溶融する事には慣れていない。鉄鋼業や非鉄金属工業では原料をまづ溶融する事から生産工程が始まる。

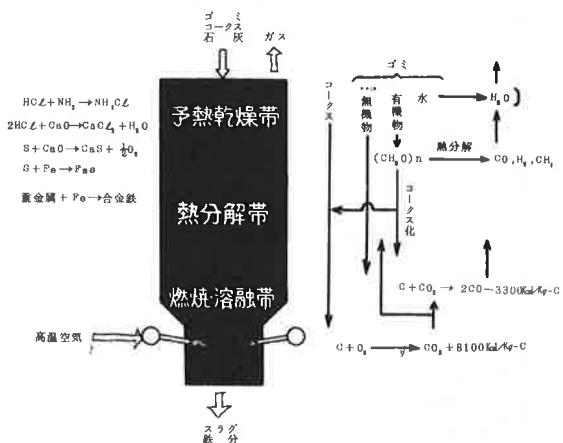
焼却する事は空気過剰の雰囲気で固体物を高温酸化する事でもある。その際揮発性物質は燃焼(酸化)され、 CO_2 , H_2O , SO_2 , NO_x となるし、残渣(灰分)は酸化物になる。勿論金属類は表面が酸化されるだけである。

溶融処理では一般的に空気遮断(又は不足気味)の状況で固体物が高温にさらされ、いわゆる融点以上の温度まで加熱される。従って揮発性物質はガス化されるが完全燃焼されずに、 CmHn , Co , NH_3 , H_2 となり、可燃ガスで回収出来る。残渣は溶融された流動体であり、これを冷却固化するとスラグになる。鉄分等金属類は合金となってスラグ層の下部に分離される。

我々はごみを処理するに際し、現在主流の焼却法の欠点が溶融処理法によって改善されないかどうか比較検討しながらプラント開発に努めた。即ち①ごみ質の制約②焼却灰の処理問題 ③公害面からの改善 ④安全操業 ⑤ごみ処理コスト低減 更に⑥資源化に一步でも近づけるか等である。

3. 溶融炉の原理と特色

第1図 溶融炉の原理



第1図に溶解炉の原理を示している。ごみは竪型炉(シャフト炉)の上部から装入される。その際少量のコークスと石灰分が添加される。ごみには一般に50~60%の水分が含まれており形状も様々であるが、本方式は粹碎とか乾燥の前処理をする事なく、集められたまま(粗大ごみは別)装入出来る。

シャフト炉の上部では水分は乾燥される。同時に下方からのダストも、相当量湿ごみで

捕收される。この部分が予熱乾燥帶である。

乾燥されたごみは更に下方に降りて 400~800°C で熱分解され有機質は CH_4 , CO , H_2 , NH_3 となる。同時に塩化ビニール等からの HCl は NH_4Cl , CaCl_2 , NaCl 等の塩類に中和される。S は大部分 CaS に、又金属類と反応して硫化物になる。熱分解後のごみは、無機物残渣と固体カーボン（炭化物）になる。

溶融帶から降りた固体物は、高温空気とコークス及び前記炭化物との急激な燃焼反応により発生する高熱により溶融されることになる。この際発生する CO_2 の一部はいわゆるカーボンソリューション反応により CO になる。そして溶融物は炉底部にたまる。これを炉外に取出すと比重差により金属類は下部に、上部には無機物のスラグが浮いている。これを徐冷して行くとスラグは岩石状（バラス）になるし金属類（鉄分）は鉄塊となる。又水で急冷すると水碎され、スラグは砂状に、鉄分は粒鉄となる。

以上溶融炉の原理を概略述べたが、その特色とする所を記述すると、

(1) 一本の豊型炉で乾燥・熱分解(ガス化)溶融が同時に行われるので、乾燥機や粉碎機等が不要のみならず、熱効率のよい処理が連続的に可能なこと。

(2) ごみの固型残渣（スラグ）がバラス又は砂状になり埋立処理するよりも、土建材料として出来る。

第1表

① スラグ成分 (%)

FeO	SiO_2	CaO	Al_2O_3	TiO_2	MgO	K_2O	Na_2O	MnO	Cr	P	スラグ生成量 $\text{kg}/\text{t}\text{ごみ}$
10.3	42.4	16.1	16.1	0.75	1.64	0.78	5.32	0.24	0.13	0.11	150~250

完全な鉱物（溶岩、人工岩石、人口砂）であり、腐敗、悪臭、汚汁は全くない。

② 鉄 成 分 (%)

C	Si	Mn	P	S	鉄	銅	スズ	銅	鉛	鉻	鉬
1.5	3.92	0.21	2.26	0.025	0.08	0.02	0.02	1.95	0.23	0.04	0.14

第1表にスラグ及び鉄分の化学組成を示して

いるが、完全な鉱物で焼却灰に比してすぐれていることが判る。又第2表に示す様にスラグからの重金属の溶出は殆んど零であることは本方式の大きな利点と云える。

第2表 スラグからの重金属の溶出試験結果

	(単位 ppm)	
	淡水	海水
T. Hg	<0.0005	<0.0005
Cd	<0.01	<0.01
Pb	<0.05	<0.05
As	<0.003	<0.003
T. CN	<0.01	<0.01
T. Cr	<0.05	<0.05

更に鉄分の回収を含めて本方式が資源活用型である事も特記すべき事である。

(3) 次に溶融炉の上部から出るガスは燃料ガスとして活用可能である。

第3表 燃料ガスの性状

発生ガス量 ($\text{Nm}^3/\text{t}\text{ごみ}$)	(一例)									
	ガス成分	O ₂	CO ₂	H ₂	N ₂	H ₂ S	CH ₄	C ₂ H ₆	C ₃ H ₈	熱能量 (kcal/m ³)
800~1000	%	2.2	6.6	8.8	54.9	1.4	0.68	0.07	1500~1800	

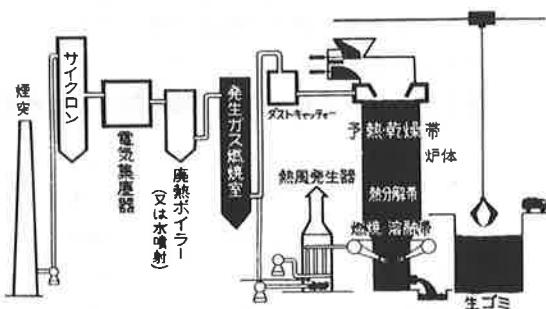
このガス組成やカロリーはごみ質や操業方法により大きく変動するが、第3表にその一例を示す。カロリーが低いため家庭用にはむかいないが、ボイラーや発電等には利用可能である。

(4) 又炉内反応で説明した如く、特に HCl の反応に見られるように HCl 等有害ガスが少いために低公害であると同時に装置の化学腐食の心配がない事も利点と云える。

4. ごみの溶融処理プラントの設備内容

我々は昭和49年11月より約2年余り北九州市の実際の都市ごみを毎日20~30 t 載いて30 t/日のプラントを運転している。又東京都からも分別回収ごみ（不燃物、プラスチック類等）を載きテストもしてみた。そして各都市のごみの実体に適合したプラントを設計出来る様になった。その内代表的な例を第2図に掲げる。

第2図 廃棄物溶融処理設備（ガス燃焼型）



ピットに貯留された都市ごみはバケットで溶融炉の頂部から生ごみのまま装入される。

溶融炉内のごみの深さは絶えず測定されており下がれば自動検出されクレーンが作動される。この際少量のコークスや石灰分が装入される。炉内は殆んど常圧に保持されるが、その際ごみ装入口からのガスもれがない様特殊な方法でシールしている。溶融炉に送入する空気は蓄熱式の熱風炉方式で約 800°C に加熱されるが、その際の熱源は溶融炉から発生するガスで、発生量の約20%をこれにあてる。

炉底からの溶融物は一定時間毎に取出されるが、この際自動式開孔機で開孔及び閉塞を行う。取出された溶融物は、自然放置で徐冷すればスラグ類は岩石に、鉄分は鉄塊になる。

第3図 炉から取り出され徐冷されたスラグ



この際スラグを破碎、篩分けしてバラスにする事も出来る。又溶融物を水槽の中で急冷すれば、スラグは砂に鉄分は粒鉄になる。こ

の際磁選により鉄分は回収出来る。

溶融炉の炉頂部から出る燃料ガスは湿式集じんすれば有用なガスとしてガスホルダーに回収出来るが、小型炉の場合はそのまま燃焼させて、ボイラー又は温水器でエネルギー回収した方が経済的である。この際含じんのガスを低 NO_x で完全燃焼させる事が肝要である。燃焼ガスは集じんされ煙突から放出される。

発生ガスの燃焼装置以降のガス処理は従来のストーカー式焼却炉システムでも実施されているものである。ただ HCl を心配する場合に必要な排煙洗滌装置が当方式では必要がない事が利点である。

発生ガスの集じんとか洗滌を湿式処理した場合の水処理設備は若干複雑となるが、発生ガスを使ってブロー水を高温処理することにより水の完全クローズド化が可能である。

5.5. 操業及びメンテナンス上の留意点

我々は製鉄用溶鉱炉や公害防止設備の設計製作及び操業又メンテナンスについて多年の経験をしているが、更に都市ごみについても 2 年余りの実炉経験を得た。

溶融炉操業は溶鉱炉と同じく炉内の温度分布や溶融物の温度一組成等が好ましい状況にある様コントロールされねばならない。更に装置が熱や有害物で損傷されない様なコントロールも必要である。

又装置の寿命を延ばすための耐火物の選定や高熱部の有効な冷却方式が配慮されねばならない事は勿論であるが、短時間で修理し操業を再開する方法も検討されねばならない。その際熱風発生炉や溶融炉は保熱（封じ込み）状況で比較的長時間保持出来る設計にしている。

6. 今後の見通し

前述の様に溶融処理方式は数多くの利点を持っており、都市ごみについては経済的にも十分効果があることがわかったが、今後の発展としては、

- (1) 都市ごみと産業廃棄物との混合処理
- (2) ある種の産業廃棄物の専用処理

(3) 下水スラジ等の処理

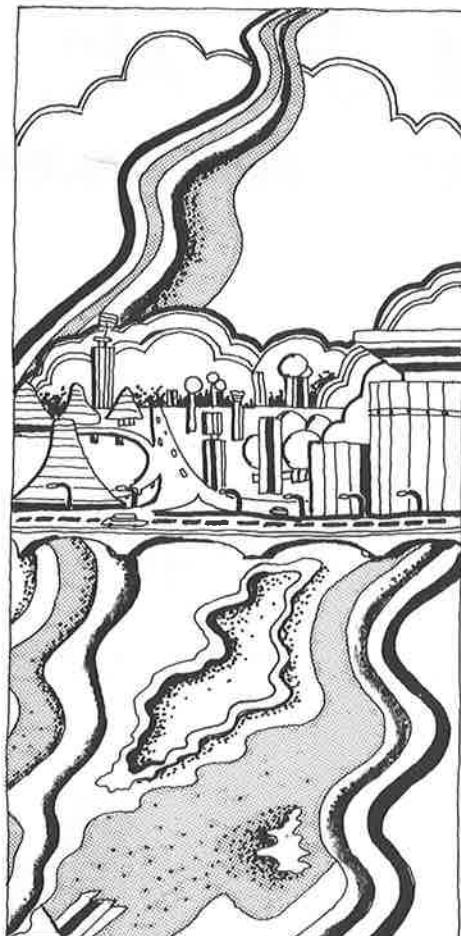
とその適用範囲を拡大する様に持つて行きた
い。勿論処理コストの一層の低減検討も行わ
ねばならない。

ごみの処理は次第に物質回収、資源化の方
向に進むと思われるが、都市ごみのすべてが
物質回収されるとは思われない。研究中の各
種のシステムが成功しても当面は都市ごみの
20%~30%が物質回収され、残部はやはり何
等かのあと処理をしなければならないのではないか。
(結論的に云うのは早計と思うが)
この様な残渣処理には溶融方式が最適であり
現状では他の方法は見当らない。

当社の溶融式は高温空気とコークス並びに
ごみの炭化物が熱源となっているが、勿論、
電気エネルギーによる溶融も小規模では有効
であるし又O₂による高温溶融も有効な手段と
なるケースもある。

7. おわりに

以上当社の溶融処理方式について説明した
が、当社の30 t／日のテストプラント、更に
現在建設中の東京都の分別ゴミ40 t／日のプ
ラントを精力的に進め実績を積み上げて行き
たいと考えているが、何分100%自社技術で
確立するために予想を越える研究努力が必要
とされた。その間種々アドバイス戴いた京都
大学平岡教授その他諸先生は勿論、絶えず温
かい気持で、都市ごみを提供下さいました北
九州市殿、又種々教えて戴いた東京都殿に誌
上をお借りして深く感謝致します。



正確・迅速

(最新の設備) (多いスタッフ)

測定分析

- 大気汚染関係の測定及び分析
- 粉塵量、及び有害ガス量の測定
- 油 脂
- 上記以外の鉱石及び工業製品の有害物質の分析
- 水質汚染関係の測定及び分析
- 大気、水質、粉塵等に付随する分析
- 油脂類の元素及び性状分析測定

■お問い合わせ先

☎ 0436-21-1441

計量証明事業登録千葉県510号



株式会社 東京化学分析センター

千葉県市原市五井南海岸45番地

公害防止管理者試験関係図書のおもとめは！

講習会テキスト

新版公害防止の技術と法規

大気編・水質編……………各2,600円

騒音編……………2,000円

公害防止管理者等国家試験合格のための必読書！

公害防止管理者等 国家試験問題／正解とヒント

(大気・粉じん関係 第1回～第3回)

(水質関係 第1回～第3回)

……………各2,000円

(騒音関係 第1回～第3回)

……………1,500円

(総合版 第4回)

……………2,000円

(総合版 第5回)

……………2,500円

その他の 大気関係の基礎知識……………2,700円

大気関係の出題傾向と重要例題集…2,800円

水質関係の基礎知識……………2,600円

水質関係の出題傾向と重要例題集…2,400円

以上の関係書は公害防止管理者になる人のためには
至便の書として推奨できます。



く化のチエーン
多田屋 セントラルプラザ店

千葉市中央3-17-1 ☎0472(24)1333(代)

一人多脚

一人よりも一人、四本の脚

よりも沢山の脚…………

企業も多様性を持った方が

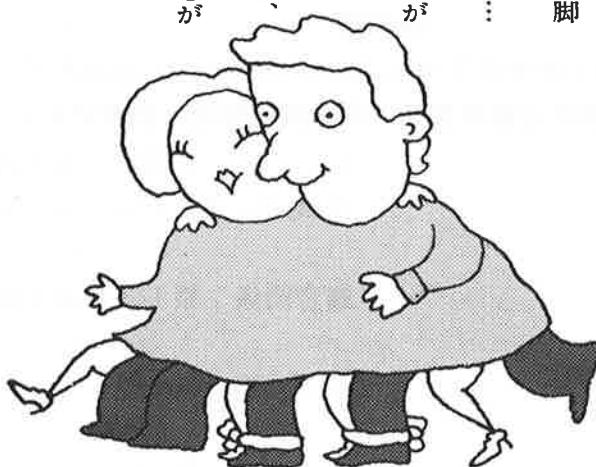
より発展性は増します。

新日本製鉄化学工業では、
原料ソースの豊富なことが

自慢です。

■ 営業種目

化成品、合成樹脂、コークス、セメント、岩綿



新日本製鉄化学工業株式会社

君津製造所

千葉県君津市君津一番地
☎〇四三九五(二)一一〇九

会報広告案内

- * 広告は白黒とし、字数の制限はありません。
- * 版下(清刷)持参の場合を除き、トレス・レタリング文字
使用の場合は別途料金をいたさります。
- * 写真又は色刷りの場合についても上に準じます。
- * 1頁使用の場合は縦長、0.5頁の場合は横長とします。
- * 広告掲載位置は会報(B5版)の巻末4頁(2葉)です。
- * 広告基本料金は1頁20,000円、0.5頁10,000円です。

連絡先 社団法人 千葉県公害防止管理者協議会事務局

TEL.(0472)24-5827

《編集後記》

52年度最初の発行となる第7号をお届けします。

会員各位にあたっては環境月間行事も終わりほっと一息ついておられる頃かと思います。

本号では、最近関心の深い廃棄物処理法改正に関するもの、Nox第3次規制に関するもの等行政法令動向記事を中心に編集しました。

尚会報についての要望等ありましたら、編集委員または、事務局へご一報戴ければ幸甚です。

以上

昭和52年度編集委員

第7号	第8号	第9号
出光興産(株)	川崎製鉄(株)	電気化学工業(株)
朝日麦酒(株)	チッソ石油化学(株)	京葉瓦斯(株)
三井東圧化学(株)	藤倉電線(株)	キッコーマン醤油(株)
新日本製鐵(株)	ヒゲタ醤油(株)	住友化学工業(株)

会報 第7号

発行年月 昭和52年7月

発行者 社団法人千葉県公害防止管理者協議会

会長 森 口 円 二

千葉市市場町1番3号 自治会館内
電話 (0472) 24-5827

印刷所 ワタナベ印刷株式会社

千葉市新宿町1-1-5
電話 (0472) 42-7456

